

香川大学における独立行政法人日本学生支援機構奨学金返還免除候補者
及び採用時返還免除内定候補者に関する評価方法について

香川大学における評価方法は、返還免除候補者（以下、「返還免除候補者」という。）については、現に在学している大学院の課程において第一種奨学金の貸与を受けた期間中の業績について、採用時返還免除内定候補者（以下「内定候補者」という。）については、大学院の修士（博士前期課程）等の業績について、次の各号に定める評価点を付して合計するものとする。但し、大学院の修士（博士前期課程）については、主に評価を行う業績は、第1号（1）又は第2号（1）及び第5号（1）とする。また、大学院の博士（博士後期課程）については、令和元年11月21日改定の「博士課程の業績評価に関するガイドライン」に基づき、第1号による評価を原則必須とするとともに、主に評価を行う業績は、第2号（1）及び第5号（1）とする。その他の業績は4個まで選択できるものとし、合計点の上限を40点として主に評価を行う業績の合計に加算できる。

なお、幅のある評価点については、当該研究科において細部を決定する。

第1号 学位論文その他の研究論文

- (1) 学位論文が修了の基準に達した場合は全て20点とし、当該論文の内容が優れている場合は、10点以内で加算する。
- (2) 関連した研究内容が国内学会等において本人によって発表された場合は1回につき2点とする。ただし、10点を超えない。
- (3) 関連した研究内容が国際学会等において本人によって発表された場合は1回につき5点とする。ただし、10点を超えない。
- (4) 関連した研究内容が学術雑誌等に掲載された場合は、1報につき5点とする。ただし、10点を超えない。
- (5) 関連した研究内容が全国規模以上の学会等から表彰された場合は、10点以内で加算する。

第2号 特定の課題についての研究の成果

- (1) 研究の成果が修了の基準に達した場合は全て20点とし、当該論文の内容が優れている場合は、10点以内で加算する。
- (2) 研究の成果が国内学会等において本人によって発表された場合は1回につき2点とする。ただし、10点を超えない。
- (3) 研究の成果が国際学会等において本人によって発表された場合は1回につき5点とする。ただし、10点を超えない。
- (4) 研究の成果が学術雑誌等に掲載された場合は、1報につき5点とする。ただし、10点を超えない。
- (5) 研究の成果が全国規模以上の学会等から表彰された場合は、10点以内で加算する。

第3号 著書、データベースその他の著作物（前2号に掲げるものを除く。）

- (1) 専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が社会的に高い評価を受けた場合は、10点以内で加算する。

第4号 発明

- (1) 特許・実用新案が認められた場合（出願手続の完了が客観的に確認できる場合を含む）は10点とする。

第5号 授業科目の成績（原則として、返還免除候補者については第一種奨学金の貸与終了年度の前期分まで、内定候補者については修士（博士前期）課程等の成績とする）

- (1) 標準修得単位数を修得しているものは全て10点とし、さらに、その成績の内容が優れている場合は、次により加点するものとする。なお、修了要件にかかる単位以外に修得した単位数が多く、かつ、成績が優秀な場合は、当該研究科の判断により、1点を加点することができる。

成績率＝（（秀の単位数×10）＋（優の単位数×9）＋（良の単位数×7）＋（可の単位数×6））／取得単位数
（小数点以下第2位四捨五入）

成績率	8.2	8.3	8.4	8.5	8.6	8.7	8.8	8.9	9.0	9.1	9.2	9.3	9.4	9.5	9.6
加 点	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

9.7	9.8	9.9	10
16	17	18	19

(2) 修業年限の短縮を認められた場合は10点とする。

第6号 研究又は教育に関する補助業務の実績

(1) RA、TA等として教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げた場合は、10点以内で加算する。

第7号 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績

(1) 専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受けた場合は、10点以内で加算する。

第8号 スポーツの競技会における成績

(1) 専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収めた場合は、10点以内で加算する。

第9号 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

(1) 専攻分野に関連したボランティア活動等その他の社会的貢献活動で公共団体等から表彰された等、その業績が高く評価されたことが客観的に確認できる場合は、10点以内で加算する。

第10号 その他

(1) 内定候補者の大学院の修士（博士前期課程）等の業績について、この評価方法によりがたい場合は、別に定める「申合せ」のⅡ. 1. によることとする。

附 則

この評価方法は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この評価方法は平成29年11月17日から施行する。

附 則

この評価方法は平成31年1月18日から施行する。

附 則

この評価方法は令和元年12月19日から施行する。